杉並区議会議長 富本 卓 様

議会改革特別委員会 委員長 川原口 宏之

## 議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

## 1 平成29年9月28日

## (1) 所管事項調查

ア 議会基本条例について

7月28日、8月4日、9月8日に開催した議会基本条例に関する部会において検討した、第5章「会議」及び第3章「区民と議会」の条文案作成について、委員長から報告を行った。

部会の報告を受け、条例全体に関わることとして、「区民」という言葉の定義を第 1章「総則」に入れることを確認した。第5章「会議」については、「常任委員会」、 「議会運営委員会」、「特別委員会」、「委員会の活動原則」、「全員協議会」を条建て すること及びその案文、第3章「区民と議会」については、「広報活動の充実」、「会 議の公開」、「請願・陳情」を条建てすること及びその案文について確認した。

## イ 議会図書室について

事務局次長より、全議員に配付した廃棄図書リストから「廃棄すべきでない」と の意見を受けたものを除き、廃棄処分を行った旨報告があった。

また、今後の廃棄基準の事務局案として、一般図書の保存年限は、原則として発行年から10年、国が発行している白書は5年、新聞縮刷版は5年、官報・東京都公報は3年、雑誌は区政関連、議会関連、地方自治関連等を除き、原則として1年とすること。都政新報縮刷版は永年保存とすること。区及び区議会が発行する各種資料は原則として永年保存、東京都等が定期的に発行する資料は3年、単発に発行する資料は5年とすること。郷土資料、他自治体の寄贈資料及び議会史は永年保存と

すること、との説明があった。

その後意見交換を行ったところ、古い資料の電子化について、廃棄可否を個別判断する際の判断基準及び判断者について、雑誌の保存年限延長について、等の意見が出され、これらの意見を踏まえて事務局案の修正を行い、再度提案をすることとなった。